

経常費補助金制度の変更に伴う経過措置の例

神奈川県

変更前の制度：単価方式による予算積算、区割方式による補助金配分

変更後の制度：標準的運営費方式

導入時期：平成12年度

措置期間：5カ年間（平成12～16年度）

概要：
・平成12年度は、標準的運営費方式により算出した額と平成10年度と11年度の補助金額の平均額を比較し、減少した部分について100%保証した。次年度以降は、減少した部分の80%、60%、40%、20%をそれぞれ保証した。
・他方、前年度と比較し増額した場合は、基本的に上限を設けず、交付することとした。

香川県

変更前の制度：単価方式による予算積算、区割方式による補助金配分

変更後の制度：標準的運営費方式

導入時期：平成13年度

措置期間：3カ年間（平成13～15年度）

概要：
・前年度と比較し、補助金交付額に増減がある場合、高校においては対前年度比95%～105%で、中学校・幼稚園においては、対前年度比90%～110%で調整を行った。